

閲覧用

平成28年 第2回

神崎市農業委員会総会議事録

平成28年2月4日

神崎市農業委員会

平成28年 第2回神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年2月4日(木) 9時30分 開会

2. 開催場所 神崎市役所 3-3会議室

3. 出欠者の状況

出席委員 34名 欠席委員 2名 傍聴者 0名

番号	役職	氏名	出欠	番号	役職	氏名	出欠
1	会長	田中 久男	出	20	委員	馬場 英征	出
2	副会長	森 義博	欠	21	委員	服巻 玉美	出
3	委員	川浪 恒男	出	22	委員	柳川 芳和	出
4	委員	八谷 実	出	23	委員	荒木 初男	出
5	委員	中島 和則	出	24	委員	大澤 一士	出
6	委員	鳥谷 隆則	出	25	委員	納富 照海	出
7	委員	小淵 一男	欠員	26	委員	副島 良治	出
8	委員	森田 昭己	出	27	委員	本村 宣行	出
9	委員	宮島 岩夫	出	28	委員	貞包 和則	出
10	委員	廣瀧 恒明	出	29	委員	鐘ヶ江政明	出
11	委員	志岐 善隆	欠	30	委員	中原 義高	出
12	委員	佐藤 芳春	出	31	委員	宮地 恆代	出
13	委員	早田 勝彦	出	32	委員	貞島 正則	出
14	委員	片江 護	出	33	委員	船津 義隆	出
15	委員	北御門 勇	出	34	委員	高尾 謙一	出
16	委員	江口 佳昭	出	35	委員	西村 千秋	出
17	委員	野口 富三	出	36	委員	井田 克己	出
18	委員	島 榮治	出	37	副会長	倉谷 勝英	出
19	委員	酒見 貞之	出				

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

3番 川浪 恒男 委員 4番 八谷 実 委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 大隈 豊文 係長 山口 秀利

日程第3 付議事件

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	6件
議案第2号	農地法第4条第1項第8号(2a未満の農業用施設)の規定による承認申請について	1件
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第4号	農地の賃借料情報の提供について	1件
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	15件
議案第6号	農振除外申請に伴う事前審査について	1件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	8件
報告第2号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画の認可に関する報告(農用地利用配分計画関係)について	6件

5. 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長	大隈 豊文
農政農地係長	山口 秀利
農政農地係主査	有馬 靖子

【農政水産課職員】

農政企画係長	平 義孝
農政企画係主事	別府 卓馬

6. 会議の概要

事務局長

開会まえですけれども、お手元に、のうねん1月号をお配りしておりますので、お目通しをお願いいたします。

また、先月、北方公民館文化ホールで開催されました、平成27年度第2回農業委員研修会につきましては、多数ご参加いただき誠に有り難うございました。

この場をお借りしましてお礼申し上げます。

それでは、会議をはじめたいと思います。

改めまして、お早うございます。

本日は、お忙しい中、また、寒い中、総会に出席していただき誠にありがとうございます。

着席して議事を進めさせていただきます。

それでは、平成28年第2回 神崎市農業委員会総会の開催にあたりまして、会長の挨拶をお願いいたします。

会 長

おはようございます。

先ほど事務局長の発声の中にもありましたが、1月29日ですね武雄市の北方公民館での農業委員の研修会への参加大変ご苦労さまでした。

この中で、佐賀県農業会議の実松事務局長より、情勢報告がありまして、今年4月1日から、神崎市それから、吉野ヶ里町それから、鹿島市の3市町がですね新しい制度である農業委員さんと新しい農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員の両輪で農業委員会が進行していくということで、残り17市町においては、現在にままの状況で行きます、今年12月に条例があと13の市町で改正がされ、次の4月から新しい制度でいくと、残り3市町においては、次の年と言うことで、後2年かけてですね、新しい制度で足並みがそろおうということで、当面、神崎、吉野ヶ里、鹿島の3市町が新しく4月から新制度で進んで行くとういことで、県あたりでもなかなか旧の制度と新しい制度の進行で非常に戸惑っていると感じられます。

したがって、本市について、事務局においては、区長会、生産組合長会に色々説明しながら、推薦の依頼を行ったところです。

後以って、推薦・公募の結果について、事務局の方から話があると思います。

当面、神崎市においては、13名の農業委員さんと推進委員さんについては、20名の推進委員さんが、4月1日には当然決定されなければならないわけでございます。

このことについては、皆様と共に協力していきたいと思いますので、なにとぞ宜しくお願いしたいとお思います。

報告をもちまして挨拶にかえさせていただきます。

それでは、只今から平成28年第2回神崎市農業委員会総会を開会いたします。

事務局長

本日の出席委員は、34名でございます。

欠席届の方が、2番森委員、11番志岐委員の方から出ております。

現在、定足数に達しておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、神崎市農業委員会会議規則第6条「会長は、総会の議長となり、議事を整理する。」とありますので、これからの議事の進行は会長をお願いいたします。

(会長これより議長となる。)

議 長

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、3番川浪恒男委員さんと4番八谷実委員さんの2名をご指名いたします。

よろしくお願ひいたします。

議 長

日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記を、事務局の大隈局長、山口係長を指名いたします。

議 長

日程第3 付議事件

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	6件
議案第2号	農地法第4条第1項第8号(2a未満の農業用施設)の規定による承認申請について	1件
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第4号	農地の賃借料情報の提供について	1件
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	15件
議案第6号	農振除外申請に伴う事前審査について	1件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	8件
報告第2号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画の認可に関する報告(農用地利用配分計画関係)について	6件

以上でございます。

議 長

申請者の入室をお願いいたします。

(申請者入室)

議 長

それでは、議案書の1ページをお開き頂きたいと思います。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

◎議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

○受付番号1番 申請地の所在：神埼町○○畑の686㎡です。

申請理由は「子の夫婦に農業事業の委譲を行うため、利便性、効率性を考えて本宅に隣接するこの地を住宅地として転用することを申請する。」ということです。

申請人は、貸し付け人：神崎市神埼町○○ 借り受け人：三養基郡上峰町○○

施設の用途は住宅、農業用・生活用道路 その他で合計686㎡です。

総事業費は整地費、建設費などで総額○○千円で、資金調達は自己資金が○○千円、贈与金が○○千円です。

転用着工は平成28年3月10日、工事完了は平成28年10月31日の予定です。権利の内容は使用貸借による権利の設定で、農振除外の決定は平成27年12月8日。農地区分は第1種農地で、許可基準は「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」です。

位置図などの資料を7ページから9ページに添付しています。

資力など事業の信用性と計画面積の妥当性については、残高証明書や土地利用計画図などを確認したところ問題ないと思われま。

農地転用に関わる諸条件の確認では、道路法の基づく工事承認手続きが確実に行われていて、その他問題はなく、申請に係る用途に遅滞なく供することの確約書も提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水は溜枧に集水してから水路へ排水し、汚水などは合併浄化槽を設置する計画で、区長さん、生産組合長さん

を代表とした無条件の排水同意書も提出されていて問題はないと思われます。

法令などにより義務付けられている行政庁との協議については、

佐賀東部土地改良区より「受益地除外地の証明」、神崎市土地改良区より「協議が整い
さしつかえない」、埋蔵文化財については、神崎市教育委員会より「当該地は〇〇遺跡の
範囲内に位置していますので、開発にあたっては文化財保護法に基づく届出と埋蔵文化
財確認調査を行う必要があります。」との回答書の写しが提出されています。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。議案第1号、受付番号1番について、地区担当委員
さんのご意見をお伺いいたします。

〇〇番〇〇委員さん、よろしくお願いいたします。

〇〇番〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第1号議案の受付番号1番の申請は、私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、現地の状況や転用の内容を申請関係者などに確認しましたが、今回の転用は周辺の
農地の営農活動に支障を及ぼすことがないよう十分に考慮し実行されると思いますので、

特に支障はないと考えていますが、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ありませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いいたします。

大変、ご苦勞さんでございました。

(申請者退室)

議 長

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(申請者入室)

議 長

次に、受付番号2番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第1号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

○受付番号2番 申請地の所在：神埼町○○ 田の343㎡です。

申請理由は「現在の事業敷地では従業員用や社用車の駐車場が狭くなり、一部を離れた事務所敷地に停めているが作業効率などが悪く、これを改善するため事業敷地に隣接する農地を駐車場として転用申請します。」ということです。

申請人は、譲り渡し人：神崎市神埼町○○ 譲り受け人：神崎市神埼町○○
施設の用途は、駐車場、通路その他で343㎡です。

総事業費は、土地代、整地費で総額○○千円、資金調達は全額自己資金です。 転用着工は平成28年3月20日、工事完了は平成28年5月31日の予定です。 権利の内容は所有権の移転で、農振除外の決定は平成23年12月19日。農地区分は第2種農地で、許可基準は「周辺の他の土地に立地する事が困難な場合」です。

位置図などの資料を10ページから12ページに添付しています。

資力など事業の信用性と計画面積の妥当性については、総事業費は○○万円未満で土地利用計画図などを確認したところ問題ないと思われます。 農地転用に関わる諸条件の確認でも特に問題はなく、申請に係る用途に遅滞なく供することの確約書も提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水は自然流下により隣接の排水路へ排水する計画で、汚水などはなく、区長さん、生産組合長さんを代表とした無条件の排水同意書も提出されていて問題はないと思われます。

法令により義務付けられている行政庁との協議については、佐賀東部土地改良区より「協議が整いさしつかえない。」、神崎市土地改良区より「事業施工地区外であり支障なし」、埋蔵文化財については、神崎市教育委員会より「当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲に含まれておりませんので、文化財保護法に基づく届出などの手続きは不要な地区です。」との回答書の写しが提出されています。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。議案第1号、受付番号2番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

〇〇番〇〇委員さん、よろしくお願ひします。

〇〇番〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第1号議案の受付番号2番の申請は、私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、現地の状況や転用の内容を申請関係者などに確認しましたが、今回の転用は周辺の農地の営農活動に支障を及ぼすことがないように十分に考慮し実行されると思いますので、私も特に支障はないと考えています。

みなさまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いいたします。

ご苦勞さんでございました。

(申請者退室)

議 長

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。

全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(申請者入室)

議 長

次に、議案書の2ページをお開き頂きたいと思います。

受付番号3番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第1号、受付番号3番を議案書を基に朗読後、説明】

○受付番号3番 申請地の所在：神埼町○○ 田の23㎡です。

申請理由は「自宅の敷地が狭いので宅地を拡張し駐車スペースを確保するため隣接農地を相談して転用申請します。」ということです。

申請人は、譲り渡し人：神埼市神埼町○○ 譲り受け人：神埼市神埼町○○

施設の用途は、宅地敷地で23㎡。総事業費は土地代、整地費など総額○○千円で資金調達は全額自己資金です。

転用着工は平成28年3月30日、工事完了は平成28年4月30日の予定。権利の内容は所有権の移転で、農振除外の決定は平成27年12月8日。農地区分は第2種農地で、許可基準は「周辺の他の土地に立地する事が困難な場合」です。位置図などの資料を13ページから15ページに添付しています。

資力など事業の信用性と計画面積の妥当性については、総事業費は○○万円未満で土地利用計画図などを確認したところ問題ないと思われれます。農地転用に関わる諸条件の確認でも特に問題はなく、申請に係る用途に遅滞なく供することの確約書も提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水は自然流下により隣接の水路へ排水する計画で、汚水などはなく、区長さん、生産組合長さんを代表とした無条件の排水同意書も提出されていて問題はないと思われます。

法令により義務付けられている行政庁との協議については、佐賀東部土地改良区より「協議が整いさしつかえない。」、神崎市土地改良区より「事業施工地区外であり支障なし」、埋蔵文化財については、神崎市教育委員会より「当該地は〇〇遺跡の範囲内に位置していますので、開発にあたっては文化財保護法に基づく届出を提出していただく必要がありますが既に提出済みです。なお、当該地は河川に隣接し旧地形が削られているので、今回は届出の提出のみで対処が可能です。」との回答書の写しが提出されています。説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。議案第1号、受付番号3番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

〇〇番〇〇委員さん、よろしく申し上げます。

〇〇番〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第1号議案の受付番号3番の申請は、私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、現地の状況や転用の内容を区長さんなどに確認しましたが、今回の転用は周辺の農地の営農活動に支障を及ぼすことがないように十分に考慮し実行されると思いますので、特に支障はないと考えています。

みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号3番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いいたします。
ご苦勞さんでございました。

(申請者退室)

議 長

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。
よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(申請者入室)

議 長

次に、受付番号4番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第1号、受付番号4番を議案書を基に朗読後、説明】

○受付番号4番 申請地の所在：神埼町〇〇の合計1, 307㎡で、このほか宅地など他の土地と一体となった申請計画です。

申請理由は「申請地は郊外地ですが県道に近く、小学校や公園も近く、交通の便や教育面など住宅地として適した生活環境にある土地ですので条件付分譲住宅地として転用申請します。」ということです。

申請人は、譲り渡し人：神崎市神埼町〇〇譲り受け人：鳥栖市東町〇〇

施設の用途は自社施工条件付分譲住宅、道路など実測2, 085.74㎡です。

総事業費は 土地代、整地費、建設費など総額〇〇千円で、資金調達は全額自己資金です。

転用着工は平成28年3月15日、工事完了は分譲完了が平成30年4月30日の予定です。権利の内容は所有権の移転で、農振除外の決定は平成23年12月19日。農地区分は第2種農地で、許可基準は「周辺の他の土地に立地する事が困難な場合」です。

位置図などの資料を16ページから18ページに添付しています。

資力など事業の信用性と計画面積の妥当性については、残高証明書や土地利用計画図などを確認したところ問題ないと思われます。

農地転用に関わる諸条件の確認では、道路法の基づく工事承認手続きが確実に行われていて、その他問題はなく、申請に係る用途に遅滞なく供することの確約書も提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水は溜枡に集水してから道路側溝へ排水し、汚水などは合併浄化槽を設置する計画で、区長さん、生産組合長さんを代表とした無条件の排水同意書も提出されていて問題はないと思われます。

法令などにより義務付けられている行政庁との協議については、佐賀東部土地改良区より「受益地除外地の証明」、神崎市土地改良区より「事業施工地区外であり支障なし」、埋蔵文化財については、神崎市教育委員会より「当該地は〇〇遺跡の範囲内に位置していますので、開発にあたっては文化財保護法に基づく届出と埋蔵文化財確認調査を行う必要があります。」との回答書の写しが提出されています。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。議案第1号、受付番号4番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

〇〇番〇〇委員さん、よろしくお願ひいたします。

〇〇番〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第1号議案の受付番号4番の申請は、私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、現地の状況や転用の内容を申請関係者などに確認しましたが、今回の転用は周辺の農地の営農活動に支障を及ぼすことがないように十分に考慮し実行されると思いますので、特に支障はないと考えています。みなさまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号4番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

〇〇番〇〇委員

〇〇番〇〇です。

お尋ねですが、去年だったと思いますが、〇〇が、畑を作るということで、取得された所の転用になるのでしょうか。

事務局

お答えいたします。

ここの地とはまた別のところでは。

近くではありますが、この農地については、それ以前記録としては、10年以上前に取得されてあった農地の一部が今回敷地になっています。

〇〇さんの土地で、108㎡に当りますけれども、別で取得された土地からさらに分筆なされた部分になります。

〇〇番〇〇委員

〇〇番〇〇です。

もう一回説明をお願いいたします。

事務局

お答えいたします。

以前買われたところは、近くではありますが、今回は元々が、もっと広い土地で、〇〇さんの農地と〇〇の宅地に挟まれた部分の農地に関して、今回が転用の対象になっています。

議 長

〇〇委員よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員

〇〇番〇〇です。

ありがとうございました。

議 長

他にありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いいたします。
ご苦勞さんでございました。

(申請者退室)

議 長

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成であります。
よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

議 長

次に、議案書の3ページをお開き頂きたいと思います。
受付番号5番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第1号、受付番号5番を議案書を基に朗読後、説明】

○受付番号5番 申請地の所在：千代田町〇〇田の332㎡です。

申請理由は「現在家族3人の借家住まいですが母と同居するため、母の職場の近くで祖母の家に隣接する祖母名義の土地を譲り受けて転用し、住宅を建設することを申請します。」ということです。

申請人は、譲り渡し人：神崎市千代田町〇〇 譲り受け人：神崎市千代田町〇〇

施設の用途は住宅、駐車場その他で332㎡です。

総事業費は整地費、建設費で総額〇〇千円で、資金調達は全額借り入れ金です。

転用着工は平成28年3月許可後速やかに、工事完了は平成28年6月30日の予定です。権利の内容は所有権の移転で、農振除外の決定は平成23年12月19日。農地区分は第2種農地で、許可基準は「周辺の他の土地に立地する事が困難な場合」です。

位置図などの資料を19ページから21ページに添付しています。

資力など事業の信用性と計画面積の妥当性については、融資に関する資料や土地利用計画図などを確認したところ問題ないと思われま。

農地転用に関わる諸条件の確認では、道路法の基づく工事承認や占用許可の手続きが

確実に行われていて、その他問題はなく、申請に係る用途に遅滞なく供することの確約書も提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水は溜枡に集水してから周辺の水路へ排水し、汚水などは合併浄化槽を設置する計画で、区長さん、生産組合長さんを代表とした無条件の排水同意書も提出されていて問題はないと思われま

す。法令などにより義務付けられている行政庁との協議については、佐賀東部土地改良区より「協議が整いさしつかえない」、神崎市土地改良区より「事業施行地区外であり支障なし」、埋蔵文化財については、神崎市教育委員会より「当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲に含まれておりませんので、文化財保護法に基づく届出などの手続きは不要な地区です。」との回答書の写しが提出されています。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。議案第1号、受付番号5番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

〇〇番〇〇委員さん、よろしくお願ひいたします。

〇〇番〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第1号議案の受付番号5番の申請は、私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、現地の状況や転用の内容を申請関係者などに確認しましたが、今回の転用は周辺の農地の営農活動に支障を及ぼすことがないよう十分に考慮し実行されると思いますので、特に支障はないと考えています。

みなさまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号5番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いいたします。
ご苦労さんでございました。

(申請者退室)

議 長

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成であります。
よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

議 長

次に、受付番号6番を議題といたしますが、〇〇番 〇〇委員さんが議事参与の制限を受けられますので、退出をお願いいたします

(〇〇番 〇〇委員退出)

議 長

それでは、受付番号6番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第1号、受付番号6番を議案書を基に朗読後、説明】

○受付番号6番 申請地の所在：千代田町〇〇の合計36,828㎡で、このほかの土地と一体となった申請計画です。

申請理由は「企業等を誘致し、新たな就労機会の創出による雇用の場を確保し、若者の定住促進と地域経済の活性化に寄与する計画により、申請地を〇〇事業として転用申請します。」ということです。

申請人は、譲り渡し人：神崎市千代田町〇〇 譲り受け人：神崎市神埼町〇〇
施設の用途は〇〇事業で実測39,401.84㎡です。

総事業費は 土地代、整地費、その他で総額〇〇千円で、資金調達は全額借り入れ金です。

転用着工は平成28年4月許可後速やかに、工事完了は平成29年3月31日の予定です。権利の内容は所有権の移転で、農振除外の決定は平成27年7月31日。農地区分は第1種農地で、許可基準は「地域整備法に該当するものその他 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる場合」です。

位置図などの資料を22ページから25ページに添付しています。

資力など事業の信用性と計画面積の妥当性については、神崎市予算書などの資料、神崎市と土地開発公社の事業受託に関する資料、開発行為許可申請資料、土地利用計画図など整備され、事業を計画的に推進されることは確実と思われまます。

農地転用に関わる諸条件の確認では、開発行為許可申請、大規模開発における調整池設置の協議、道路法による工事承認手続き、用地取得に係る公共用財産用途廃止手続きなど適切に行われ、一部の用地の地役権者である〇〇より開発行為施工同意書も取られていて、特に問題はなく、申請に係る用途に遅滞なく供することの確約書も提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水は適切な形状の造成工事による自然流下と側溝の設置を計画し、工場建設後の汚水等も適切な排水処理設備の整備などにより団地南側に設置する調整池に集水してから公有水路へ排水する計画です。地区からも区長さん、生産組合長さんを代表とした無条件の排水同意書も提出されていて問題はないと思われまます。

法令などにより義務付けられている行政庁との協議については、佐賀東部土地改良区及び神崎市土地改良区より、土地改良施設の利害を害さないための工事を施工することなどの遵守項目を付けた上で「協議が整いさしつかえない」、埋蔵文化財については、神崎市教育委員会より「当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲に含まれておりませんので、文化財保護法に基づく届出などの手続きは不要な地区です。」との回答書の写しが提出されています。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。議案第1号、受付番号6番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

〇〇番〇〇委員さん、よろしくお伺いいたします。

〇〇番〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第1号議案の受付番号6番の申請は〇〇委員の担当地区ですが、委員が議事参与の制限を受けられますので、事前に協議した上で隣接地区担当の私が意見を申し上げます。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、現地の状況や転用の内容を申請関係者などに確認しましたが、今回の転用は周辺の農地の営農活動に支障を及ぼすことがないように十分に考慮し実行されると思いますので、特に支障はないと考えています。

みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、〇〇地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号6番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いいたします。

ご苦労さんでございました。

(申請者退室)

議 長

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

議 長

それでは、〇〇番〇〇委員さんは入室してください。

(〇〇番 〇〇委員入室)

(申請者入室)

議 長

次に、議案書の4ページをお開き頂きたいと思います。

議案第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による2 a未満の農業用施設の承認申請、受付番号1番について を議題といたします。

受付番号1番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第2号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

◎議案第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による2 a未満の農業用施設の承認申請について説明します。

○受付番号1番 申請地所在：神埼町〇〇 田 1, 981 m²のうち60 m²

申請理由は「国道改修に伴い農作業用通路を新たに設置することを申請します。」ということです。

申請人は、神崎市神埼町〇〇

施設の用途は、農作業用通路60 m²です。 総事業費は、国道改修工事に伴う付帯工事として費用負担は無いとのこと。転用着工は平成28年2月10日、工事完了は平成28年2月20日の予定です。

農振除外の決定は平成23年12月19日。農地区分は第2種農地で、許可基準は「周辺の他の土地に立地する事が困難な場合」です。位置図などの資料を26ページから28ページに添付しています。

資力など事業の信用性と計画面積の妥当性については、総事業費は〇〇万円未満で土地利用計画図などを確認したところ問題ないと思われ。農地転用に関わる諸条件の確認でも特に問題はなく、申請に係る用途に遅滞なく供することの確約書も提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水は自然流下により隣接自己所有水田に排水路へ設けて周辺水路へ排水する計画で、汚水などはなく、区長さん、生産組合長さんを代表とした無条件の排水同意書も提出されていて問題はないと思

われます。

法令により義務付けられている行政庁との協議については、佐賀東部土地改良区より「協議が整いさしつかえない。」、神崎市土地改良区より「事業施工地区外であり支障無し」、埋蔵文化財については、神崎市教育委員会より「当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲に含まれておりませんので、文化財保護法に基づく届出などの手続きは不要な地区です。」との回答書の写しが提出されています。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。

議 長

議案第2号、受付番号1番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

〇〇番〇〇委員さん、よろしくお願ひいたします。

〇〇番 〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第2号議案の受付番号1番の申請は、私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、現地の状況や転用の内容を申請関係者などに確認しましたが、今回の転用は周辺の農地の営農活動に支障を及ぼすことがないように十分に考慮し実行されると思いますので、特に支障はないと考えています。

みなさまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いします。

ご苦勞さんでございました。

(申請者退室)

議 長

質疑もありませんので、採決をいたします。

議案第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による2 a 未満の農業用施設の承認申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は承認することに決定いたします。

議 長

次に、議案書の5ページをお開き頂きたいと思います。

それでは、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第3号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

◎議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請を説明します。

受付番号1番 申請地所在 千代田町〇〇 田 451㎡ 畑 25㎡

申請理由 「自分が管理している共有名義の農地を兄弟から贈与を受けたいので申請します。」ということです。

譲り渡し人、譲り受け人は、記載のとおりで、所有権移転です。

許可基準である農地法第3条第2項の第1号ですが、権利を取得しようとする世帯等が、貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されられると思われま。

第4号ですが、150日以上、農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると思われます。

第5号ですが、権利取得後の経営面積が50a以上で基準を上回ります。

第7号ですが、権利取得者が、地元との役割分担に従うということを言われ、地元生産組合長の同意書も添付され、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われま

す。以上、所有権移転の要件を満たしていると思われま

す。説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決いたします。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めま

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、許可することに決定いたします。

議 長

次に、受付番号2番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第3号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番 申請地所在 千代田町〇〇 田 1, 772㎡

申請理由 「兄弟から贈与を受けたいので申請します。」ということです。

譲り渡し人、譲り受け人は、記載のとおりで、所有権移転です。

許可基準である農地法第3条第2項の第1号ですが、権利を取得しようとする世帯等

が、貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されられると思われま

す。第4号ですが、150日以上、農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると思われます。

第5号ですが、権利取得後の経営面積が50a以上で基準を上回ります。

第7号ですが、権利取得者が、地元との役割分担に従うということと言われ、地元生産組合長の同意書も添付され、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われま

す。以上、所有権移転の要件を満たしていると思われま

す。説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決いたします。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めま

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は許可することに決定いたします。

議 長

次に、受付番号3番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第2号、受付番号3番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号3番 申請地所在 千代田町〇〇 田 2, 087㎡

申請理由 「兄弟から贈与を受けたいので申請します。」ということです。

譲り渡し人、譲り受け人は、記載のとおりで、所有権移転です。

許可基準である農地法第3条第2項の第1号ですが、権利を取得しようとする世帯等が、貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されられると思われま

す。第4号ですが、150日以上、農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると思われます。

第5号ですが、権利取得後の経営面積が50a以上で基準を上回ります。

第7号ですが、権利取得者が、地元との役割分担に従うということを言われ、地元生産組合長の同意書も添付され、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われま

す。以上、所有権移転の要件を満たしていると思われま

す。説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号3番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決いたします。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めま

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、許可することに決定いたします。

議 長

次に、議案書の6ページをお開き頂きたいと思います。

受付番号4番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第3号、受付番号4番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号4番 申請地所在 神埼町〇〇 畑 23, 166㎡

申請理由 「経営規模の拡大の為取得したいので申請します。」ということです。

譲り渡し人、譲り受け人は、記載のとおりで、所有権移転です。

売買価格は10a当たり〇〇円で取引されているとのことです。

許可基準である農地法第3条第2項の第1号ですが、権利を取得しようとする世帯等が、貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されると思われま

す。第4号ですが、150日以上、農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると思われます。

第5号ですが、権利取得後の経営面積が50a以上で基準を上回ります。

第7号ですが、権利取得者が、地元との役割分担に従うということと言われ、地元生産組合長の同意書も添付され、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われま

す。以上、所有権移転の要件を満たしていると思われま

す。説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号4番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、許可することに決定いたします。

議 長

次に、受付番号5番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第3号、受付番号5番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号5番 申請地所在 千代田町〇〇 畑 187㎡

申請理由 「相手方の要望により取得したいので申請します。」ということです。

譲り渡し人、譲り受け人は、記載のとおりで、所有権移転です。

売買価格は10a当たり〇〇円で取引されているとのことです。

許可基準である農地法第3条第2項の第1号ですが、権利を取得しようとする世帯等が、貸付地、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されると思われま

す。第4号ですが、150日以上、農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると思われます。

第5号ですが、権利取得後の経営面積が50a以上で基準を上回ります。

第7号ですが、権利取得者が、地元との役割分担に従うということと言われ、地元生産組合長の同意書も添付され、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われま

す。以上、所有権移転の要件を満たしていると思われま

す。説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号5番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、許可することに決定いたします。

議 長

次に、別紙の農地の賃借料情報の提供について をお願いいたします。

議案第4号、農地の賃借料情報の提供について を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第4号の議案書を基に朗読後、説明】

議案第4号、農地の賃借料情報の提供についてを説明いたします。

① 農地法の一部改正（平成21年12月15日施行）により、標準小作料制度は廃止されました。これに代わるものと致しまして、農業委員会は農地法第52条の規定により、実勢の賃借料情報の提供を行うこととなりました。

下記の賃借料情報は、平成27年1月から12月までの1年間に利用権設定の申出をされた方の情報を、旧大字別に「平均額」「最高額」「最低額」の算出をしたものです。今後、農地の利用権設定の申出をする方は、賃借料の目安としてご利用いただくこととなります。

下記のこめ印をご覧ください。昨年1年間の利用権設定の申出数を記載しております。全体で、〇〇筆の申出がありました。内訳は、田が〇〇筆、畑が〇〇筆、物納が〇〇筆、対象外が〇〇筆となっております。対象外というのは、注2に記載しておりますように、親類間または施設園芸等の特殊な作物を前提とした取引等で、地域の平均から著しく高額あるいは低額なものとなります。

参考であります。対象外の神埼町の低額は反当〇〇円で、他は物納によるものです。千代田町については、対象外となるものはありませんでした。脊振町については、全部

〇〇によるものです。

② 畑については〇〇筆、物納については〇〇筆の申出がありましたが、〇〇筆や〇〇筆の地区が多数あり、個人が特定出来ると判断しましたので、公表は従来どおり、田のみの情報提供とすることにいたしました。

③ 下の表の見方を説明いたしますと、左から町名・地区・旧大字名・平均額・最高額・最低額・データ数の順に並べております。神埼町の永歌を例に説明いたしますと、データ数が〇〇筆、最高額が〇〇円、最低額が〇〇円、平均額が〇〇円となります。他の旧大字も同じような見方でお願いします。

筆数をトータルしますと、神埼町が〇〇筆、千代田町が〇〇筆、脊振町が〇〇筆、合計が〇〇筆の申出数となります。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。議案第4号について、何かご質疑ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決致します。

議案第4号、農地法第52条の規定による農地の賃借料情報の提供について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定されましたので、「市報かんざき」の3月号、及び市のホームページで情報提供することといたします。

(農政水産課入室)

議 長

次に、別冊の議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用

地利用集積計画（利用権設定関係）についてを議題といたします。

議 長

それでは、提案者である農政水産課から1ページの総括表の説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第4号、議案書の総括表を基に朗読後、説明】

（起立）農政水産課の別府と申します、よろしく願いいたします。

着席して説明させていただきます。（着席）

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。

ではまず、利用権設定関係総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開きください。

利用権設定関係総括表		利用権設定関係		
神埼町	新規 3件	再設定 5件	計 8件	
内訳は田	16筆	14,029.09㎡		
畑	5筆	3,507㎡		
計	21筆	17,536.09㎡		
千代田町	新規 3件	再設定 1件	計 4件	
内訳は田	12筆	40,001㎡		
脊振町	新規 1件	再設定 2件	計 3件	
内訳は田	11筆	13,022㎡		
神崎市 合計	15件			
内訳は田	39筆	67,052.09㎡		
畑	5筆	3,507㎡		
計	44筆	70,559.09㎡		

となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の総括表の説明が終わりました。次に集計表について審議をいたしますが、議事参与の制限を受ける案件を先に審議いたします。

議 長

3ページをお開き頂きたいと思います。

神埼町の再設定分の受付番号4番から受付番号5番を審議いたしますが、〇〇番〇〇委員さん、〇〇番〇〇委員さんが議事参与の制限を受けられますので、退室をお願いいたします。

(〇〇番 〇〇委員、〇〇番 〇〇委員退室)

議 長

それでは、受付番号4番から受付番号5番について、提案者である農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の3ページの 神埼町 再設定 受付番号4番から受付番号5番の申し出について説明します。

左から土地の所在、地目、筆数、設定面積、
利用権設定を受ける者の住所・氏名・現在の経営面積、
利用権設定をする者の住所・氏名
設定の利用目的、設定期間となっております。

設定する内容は

田 5筆 3, 626.09㎡ となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いし

ます。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決いたします。

議案第5号、農用地利用集積計画、神埼町の再設定分、受付番号4番から受付番号5番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、受付番号4番から受付番号5番については、原案のとおり決定されました。

議 長

それでは、〇〇番〇〇委員さん、〇〇番〇〇委員さんは入室をお願いいたします。

(〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員入室)

議 長

次に、議案第5号、農用地利用集積計画、神埼町の新規分の2ページの受付番号1番から受付番号3番までを一括して審議をいたします。

農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の2ページの 神埼町 新規 1番から3番の申し出について説明します。
設定する内容は、

田 10筆 9,142㎡ 畑 2筆 903㎡ 計 12筆 10,045㎡
となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決いたします。

議案第5号、神埼町の新規分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第5号、農用地利用集積計画、3ページの神埼町の再設定分の受付番号1番から受付番号5番までを一括して審議をいたします。

農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の3ページの 神埼町 再設定 1番から5番の申し出について説明します。
設定する内容は、先ほどの審議分と合わせまして

田 6筆 4, 887.09㎡ 畑 3筆 2, 604㎡計 9筆 7, 491.09㎡
となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決いたします。

議案第5号、神埼町の再設定分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第5号、農用地利用集積計画、4ページの千代田町の新規分の受付番号1番から受付番号3番までを一括して審議をいたします。

農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の4ページの千代田町 新規 1番から3番の申し出について説明します。
設定する内容は、田 11筆 37, 357㎡ となっております。
その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。
説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決いたします。
議案第5号、千代田町の新規分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第5号、農用地利用集積計画、5ページの千代田町の再設定分の受付番号1番についてを審議をいたします。
農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の5ページの千代田町 再設定 1番の申し出について説明します。
設定する内容は、田 1筆 2, 644㎡ となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決いたします。

議案第5号、千代田町の再設定分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成であります。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第5号、農用地利用集積計画、6ページの脊振町の新規分の受付番号1番についてを審議をいたします。

農政水産課から説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の6ページの 脊振町 新規 1番の申し出について説明します。

設定する内容は、田 1筆 1, 827㎡ となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決いたします。

議案第5号、脊振町の新規分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第5号、農用地利用集積計画、脊振町の再設定分の7ページの受付番号1番から受付番号2番についてを審議をいたします。

農政水産課からの説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の7ページの 脊振町 再設定 1番および2番の申し出について説明します。
設定する内容は、田 10筆 11, 195㎡ となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今、農政水産課の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第5号、脊振町の再設定分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

議 長

以上で議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定関係）についての審議を終わります。

議 長

次に、別冊の議案第6号、農振除外申請に伴う事前審査について、を議題といたします。

それでは、1ページの受付番号1番について、提案者である農政水産課からの説明をお願いいたします。

農政水産課

【議案第6号、議案書を基に朗読後、説明】

農政水産課の平と申します、よろしくお願いたします。

議案第 6号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により神崎市農振除外申請に伴う事前審査について説明いたします。

着席して説明させていただきます。

1 ページの農振除外申請に伴う事前審査総括表をお開きください。

千代田町 1 件の申請となっております。

説明につきましては、総括表の項目順に番号、地区名、変更理由、地目、面積の順にしたがって説明をさせていただきます。

なお、申請人、申請地番、資料ページ数については記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

千代田町上西地区の宅地進入路として、畑 1 筆で面積 64 m² となっております。

申請地は、平成元年の圃場整備事業により新設された圃場整備道路に伴い旧農道を畑として換地された土地となっております。

今回、既存住宅の新築に伴う調査によって、地目が畑とわかり農振除外申請となっております。

神崎市農振除外申請による説明は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。農政水産課からの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑は、ございませんでしょうか。

議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議 長

質疑もありませんので、議案第 6 号の受付番号 1 番、農振除外申請に伴う事前審査については、「やむを得ない」という意見を添えて回答することによってよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしということですので、「やむを得ない」旨の意見書を添えて回答することといたします。

議 長

以上で議案第 6 号、農振除外申請に伴う事前審査についての審議をおわります。

農政水産課の皆さん、大変ご苦労さまでした。

(農政水産課退室)

議 長

次に、別冊の報告第1号の1ページから3ページをお開き頂きたいと思います。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についてを議題といたします。

事務局から、1ページの受付番号1番から3ページの受付番号8番までを一括して報告をお願いいたします。

事務局

【報告第1号、受付番号1番から受付番号8番までを議案書を基に朗読後、説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

農地法第18条第1項、ただし書き1号から6号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、通知の提出がありましたものについて報告します。

1ページから3ページに記載しております、受付番号1番から8番につきましては、経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約となっておりますので、お目通しをお願いいたします。

報告は以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認については、只今事務局からの報告のとおりでございます。

議 長

次に、別冊の報告第2号の1ページをお開き頂きたいと思います。

報告第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画の認可に関する報告（農用地利用配分計画関係）についてを議題といたします。

事務局から、1ページの総括表の説明をお願いいたします。

事務局

【報告第2号、総括表を基に朗読後、説明】

報告第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画の認可に関する報告（農用地利用配分計画関係）について

佐賀県農業公社へ貸付られた農地について農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により認可され、認可通知がきたものについて報告します。

1ページの農用地利用配分計画関係総括表により報告します。

左から町名、認可年月日、利用権の設定を受ける者、利用権の設定をする者、利用権の設定地目、筆数、面積となっておりますので、お目通しをお願いします。

神埼町	計3件	田	70筆	164,076㎡
		畑	5筆	3,436.24㎡
		計	75筆	167,512.24㎡
千代田町	計3件	田	287筆	786,802.9㎡
		畑	2筆	99㎡
		計	289筆	786,901.9㎡
神崎市	計6件	田	357筆	950,878.9㎡
		畑	7筆	3,535.24㎡
		計	364筆	954,414.14㎡

となっております。

報告は以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。

報告第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画の認可に関する報告（農用地利用配分計画関係）については、只今事務局からの報告のとおりでございます。

議 長

以上で本総会に付議された議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成28年第2回神崎市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

11時15分 閉会

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規程によりここに署名する。

平成28年2月4日

神崎市農業委員会

会 長 _____

3 番 委員 _____

4 番 委員 _____